

改善基準告示の見直しについて（バス）

1 か月、4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間

現行

※ 1 か月の拘束時間は新設

《4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間》

- ▶ 拘束時間は、4 週間を平均し 1 週間当たり 6 5 時間を超えないものとする。
- ▶ ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、5 2 週間のうち 1 6 週間までは、4 週間を平均し 1 週間当たり 7 1.5 時間まで延長することができる。

案

《1 か月の拘束時間》

【原則】

- ▶ 拘束時間は、年間の総拘束時間が 3,300 時間、かつ、1 か月の拘束時間が 281 時間を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、乗合バスに乗務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。）、高速バスに乗務する者及び貸切バスに乗務する者（以下「貸切バス等乗務者」という。）については、労使協定により、年間 6 か月までは、年間の総拘束時間が 3,400 時間を超えない範囲内において、1 か月の拘束時間を 294 時間まで延長することができるものとする。この場合において、1 か月の拘束時間が 281 時間を超える月が 4 か月を超えて連続しないものとする。

《4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間》

【原則】

- ▶ 拘束時間は、5 2 週間の総拘束時間が 3,300 時間、かつ、4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間が 6 5 時間を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、貸切バス等乗務者については、労使協定により、5 2 週間のうち 2 4 週間までは、5 2 週間の総拘束時間が 3,400 時間を超えない範囲内において、4 週間を平均し 1 週間当たり 6 8 時間まで延長することができるものとする。この場合において、4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間が 6 5 時間を超える週が 1 6 週間を超えて連続しないものとする。

1日の拘束時間、休息期間

現行

《1日の拘束時間》

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は16時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

《1日の休息期間》

- ▶ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

案

《1日の拘束時間》

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（※）通達において、「1週間について3回以内」を目安として示すこととする。

《1日の休息期間》

- ▶ 勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

運転時間、連続運転時間

現行

《運転時間》

- ▶ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、4週間を平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。
- ▶ ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、52週間における総運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週間のうち16週間まで、4週間を平均し1週間当たり44時間まで延長することができる。

《連続運転時間》

- ▶ 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

案

《運転時間》

【原則】

- ▶ 現行どおり

【例外】

- ▶ ただし、貸切バス等乗務者については、労使協定により、52週間における総運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週間のうち16週間まで、4週間を平均し1週間当たり44時間まで延長することができるものとする。

《連続運転時間》

- ▶ 現行どおり
- ▶ ただし、高速バス及び貸切バスの高速道路（貸切バスの夜間運行にあっては、高速道路以外も含む。）の実車運行区間における連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。）は概ね2時間までとするよう努めるものとする。

例外的な取扱い

案

※ 例外的な取扱いは全て新設

《予期し得ない事象に遭遇した場合》

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。
- ▶ 勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。
（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

《軽微な移動の必要が生じた場合》

- ▶ 緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画に予定していた位置で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができることとする。

《適用除外業務》

- ▶ 改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加えることとする。

特例 ①（分割休息）

現行

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむをえない場合であっても2か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるものとする。

案

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計11時間以上でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は1か月を限度とする。
- ▶ 2分割を超える分割は認められないものとする。

特例 ②（2人乗務）

現行

- ▶ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備（※）がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間を4時間まで短縮することができる。

（※）「車両内に身体を伸ばして休息することのできる設備」は、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席で、運転者のために専用の座席が少なくとも1席以上確保されていれば、これに該当するものである。

案

- ▶ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）には、次に掲げる場合において、最大拘束時間を延長し、休息期間を短縮することができることとする。
 - ア 運転者のための専用の座席として、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席が少なくとも一座席以上確保されている場合、最大拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮することができる。
 - イ 車両内ベッドが設けられている場合や、上記アに掲げる場合であってカーテン等により他の乗客からの視線を遮断する措置が講じられている場合、最大拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮することができる。

特例 ③（隔日勤務）

現行

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、2 1 時間を超えてはならないものとする。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について3 回を限度に、この2 暦日における拘束時間を2 4 時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2 週間における総拘束時間は1 2 6 時間（2 1 時間×6 勤務）を超えることができないものとする。
- ▶ 勤務終了後、継続2 0 時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

案

- ▶ 現行どおり

特例 ④（フェリー）

現行

- ▶ フェリー乗船時間のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うものとする。

- ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。

ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならないものとする。（※1）

（※1）2人乗務の場合を除く

なお、フェリーの乗船時間が10時間（※2）を超え、8時間（※3）の休息期間が与えられた場合には、フェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。この場合において、フェリー乗船中の2時間の拘束時間は、フェリー乗船前の勤務の拘束時間として取り扱うこととする。

（※2）2人乗務の場合には6時間、隔日勤務の場合には22時間

（※3）2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間

案

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。

- ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。

ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならないものとする。（※4）

（※4）2人乗務の場合を除く

なお、フェリーの乗船時間が9時間（※5）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。

（※5）2人乗務の場合には5時間（車両内ベッドが設けられている場合や、カーテン等により他の乗客からの視線を遮断する等の措置が講じられている場合には4時間）、隔日勤務の場合には20時間